

監査結果の報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、工事監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年11月29日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 浅野弥史

記

1 監査の対象工事

雨水管整備工事（あかねヶ丘二丁目 第213工区）

2 監査の対象部課等

上下水道部 雨水施設建設室

まちづくり政策部 管理住宅課

上下水道部 総務課

3 監査の期間

令和5年7月20日から令和5年11月27日まで

4 工事の概要

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 工事場所 | 山形市あかねヶ丘二丁目地内 |
| (2) 工期 | 令和5年3月20日から令和5年12月6日まで |
| (3) 施工者 | 小松建設株式会社 |
| (4) 契約金額 | 89,232,000円（当初）
90,748,900円（変更契約後） |

- (5) 工事内容 開削工法
ボックスカルバート □2000mm×□1800mm L= 3 m
□ 900mm×□ 900mm L=272 m
- (6) 進捗率 約70% (令和5年9月20日現在)

5 監査の結果

指摘する事項はなかった。

6 準拠基準 山形市監査基準

7 監査の着眼点

市の発注した工事が、計画、設計、積算、契約、施工、工事監理等の各段階において、財務事務・技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

8 監査の方法

専門的知識を要する工事の技術調査については、特定非営利活動法人建設技術監査センターへ委託するとともに、関係職員から工事概要等の説明を受け、書類監査、現場監査及び質疑応答により実施した。